

建設・解体工事等における
アスベストハンドブック



令和6年3月

岡山県アスベスト対策協議会

1 はじめに

アスベスト（石綿）については、建築材料等として広く利用されていたため、建築物や工作物及び鋼製船舶の解体又は改修工事（封じ込め又は囲い込みを含む。以下、解体等工事といいます。）を行う場合には、法令に基づく適切な工事や、飛散防止対策、廃棄物の適正処分などが必要となってきます。

解体等工事に伴う吹付けアスベスト、アスベスト含有断熱材等、アスベスト含有成形板等及びアスベスト含有仕上塗材の除去や封じ込め作業に際しては、関係法令で事前調査や作業方法等について種々の規定が設けられており、かつ、建築材料の種類や作業形態によっても適用法令の対象が異なっていることもあります。

このため、岡山県アスベスト対策協議会では、船舶以外のアスベストを含む建築物又は工作物の解体等工事やアスベスト除去作業等の際に、遵守しなければならない法令についてまとめたハンドブックを作成しました。

このハンドブックを参考に、労働者のばく露防止対策及び作業環境と周辺環境へ配慮した適切な作業を行っていただくようお願いします。

2 本ハンドブックで対象とする作業区分

本ハンドブックで対象としているアスベストを含む建築材料等の種類は、表1に掲げる「吹付けアスベスト」「アスベスト含有断熱材等」「アスベスト含有成形板等」「アスベスト含有仕上塗材」の4種類に大別され、表2に掲げるとおり、これらが使用されている建築物や工作物の「除去」、「封じ込め・囲い込み」作業について、関係法令が適用されます。

●表1 アスベストを含む建築材料等の種類

区分	主な具体例	
吹付けアスベスト (レベル1)	0.1重量%を超えるアスベストにセメント等の結合材と水を加え混合し、吹付け機を用いて吹き付けたもの	① 吹付け石綿 ② 石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式) ③ 石綿含有ひる石吹付け材 ④ 石綿含有パーライト吹付け材
アスベスト含有断熱材等 (レベル2)	0.1重量%を超えるアスベストを含有する断熱材	① 屋根用折板裏断熱材 ② 煙突用断熱材
	0.1重量%を超えるアスベストを含有する保温材	① 石綿保温材 ② 石綿含有けいそう土保温材 ③ 石綿含有バーミキュライト保温材 ④ 石綿含有パーライト保温材 ⑤ 石綿含有けい酸カルシウム保温材 ⑥ 石綿含有ひる石保温材 ⑦ 石綿含有水練り保温材
	0.1重量%を超えるアスベストを含有する耐火被覆材	① 石綿含有耐火被覆板 ② 石綿含有けい酸カルシウム板第二種 ③ 石綿含有耐火被覆塗り材
アスベスト含有成形板等 (レベル3)	0.1重量%を超えるアスベストを含有する成形板その他の建築材料	① 石綿含有成形板 ② 石綿含有セメント管 ③ 押出成形品
アスベスト含有仕上塗材	0.1重量%を超えるアスベストを含有する仕上塗材	石綿含有建築用仕上塗材(石綿含有ひる石吹付け材及び石綿含有パーライト吹付け材を除く。)

●表2 作業方法の種類

区分	定義
除去	建築物又は工作物に使用されているアスベストを取り除くこと
封じ込め	建築物又は工作物に使用されているアスベストの表面又は内部に固化剤を浸透させるなどして、アスベストの飛散防止及び当該建築材の損傷防止を図ること
囲い込み	建築物又は工作物に使用されているアスベストが露出しないよう板状の材料で完全に覆うなどして、アスベストの飛散防止及び当該建築材の損傷防止を図ること

●表3 作業区分ごとの適用法令一覧

			アスベストの種類 (表1)			
			吹付けアスベスト	アスベスト含有断熱材等	アスベスト含有成形板等	アスベスト含有仕上塗材
作業方法の種類 (表2)	除去	石綿の切断等を伴う除去	4ページ 5 a	6ページ 6 a	9ページ 7 a	11ページ 8 a (電動工具を使用)
		上記以外の除去		7ページ 6 b		10ページ 7 b
	封じ込め又は囲い込み	5ページ 5 b	8ページ 6 c			

3 適用される法令

アスベストの除去等作業を行う場合、適用される主な法令は、作業の種類ごとに4～12ページのとおりとなっています。

なお、本ハンドブックでは、適用される法律の名称を表4の略称で記載しています。

●表4 適用される法令

適用される法令	略称
大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号)	大防法
労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号) 石綿障害予防規則 (平成17年厚生労働省令第21号) 等	労安法
建築基準法 (昭和25年法律第201号)	建基法
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) (平成12年法律第104号)	建リ法
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)	廃掃法

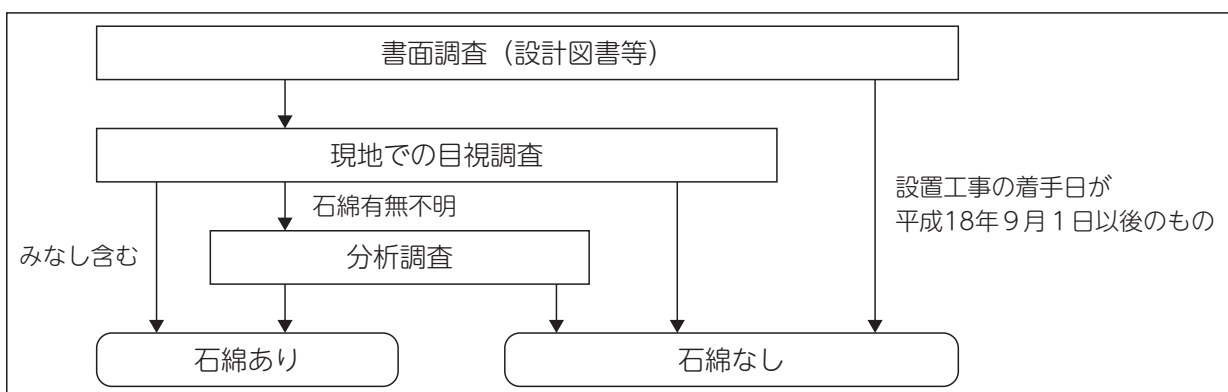
4 事前調査について

事前調査とは、建築物等の解体等工事を行う前に、当該建築物等に石綿含有建材が使用されているか否かを調査することをいいます。事前調査における石綿含有建材の見落としは、解体等を行う際の石綿繊維の飛散に繋がるため、石綿飛散防止対策において事前調査は極めて重要です。

●表5 事前調査の対象

法令	労安法	大防法
解体又は改修工事の対象	建築物、工作物	建築物、工作物

●図 事前調査の実施方法



●表6 事前調査を行うことができる者

必要な知識を有する者による調査が必要な工事		必要な知識を有する者の要件
建築物の解体等工事	令和5年10月1日以降に着手する工事	下記の要件のいずれかに該当する者 要件①：特定建築物石綿含有建材調査者 要件②：一般建築物石綿含有建材調査者 要件③：一戸建て等石綿含有建材調査者※ 要件④：令和5年9月30日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録されている者 ※③は一戸建て住宅や共同住宅の内部のみ調査可能
工作物の解体等工事	令和8年1月1日以降に着手する工事	要件⑤：工作物石綿事前調査者
	特定工作物のうち①～⑤、⑦～⑪	要件①②④⑤のいずれかに該当する者
	特定工作物のうち⑥、⑫～⑰	
	特定工作物以外の工作物	

【特定工作物】石綿含有建材が使用されているおそれ大きいものとして厚生労働大臣・環境大臣が定める工作物
①反応槽、②加熱炉、③ボイラー及び圧力容器、④配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）、⑤焼却設備、⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）、⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、⑨変電設備、⑩配電設備、⑪送電設備（ケーブルを含む。）、⑫トンネルの天井板、⑬プラットホームの上家、⑭遮音壁、⑮軽量盛土保護パネル、⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、⑰観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物であるものを除く。）

●表7 事前調査結果の報告が必要な工事

区分	事前調査結果の報告が必要な一定規模以上の工事
建築物	・解体部分の床面積の合計が80㎡以上の解体工事 ・請負代金の合計が100万円以上の改修工事
工作物	・請負代金の合計が100万円以上の解体、改修工事

5a 建築物・工作物に使用されている吹付けアスベストの除去作業

		労安法	大防法	建り法	廃掃法
規模要件等		すべての作業	すべての作業	一定規模以上の工事 ^{*1}	すべての作業
届出義務	届出義務	◎	◎	◎	
	届出先	労働基準監督署	県民局・岡山市 倉敷市	特定行政庁	
	届出義務者	事業者	発注者・自主施工者	発注者・自主施工者	
	届出期日	作業開始14日前 ^{*2} 作業開始前 ^{*3}	作業開始14日前	作業開始7日前	
事前計画	事前調査実施	◎	◎	◎	
	事前調査結果の説明	×	◎（3年間保存）	×	
	事前調査結果の報告	△ ^{*4}	△ ^{*4}	×	
	事前調査記録	◎（3年間保存）	◎（3年間保存）	×	
	記録の写しの備え付け	◎	◎	×	
	事前調査結果の掲示	◎	◎	×	
	作業計画作成	◎	◎	◎	
作業環境	作業場所隔離	◎	◎	×	
	出入口に前室設置	◎	◎	×	
	集塵装置設置	◎	◎	×	
作業方法等	関係者向掲示板設置	◎	×	×	
	住民向掲示板設置	□	◎	×	
	湿潤化等措置	◎	◎	×	
	部外者の立入禁止	◎	×	×	
	保護具の着用	◎（電動ファン付きに限る）	□	×	
	装置の点検等	◎	◎	×	
	喫煙飲食禁止	◎	×	×	
	取り残し等の確認	◎	◎	×	
	使用器具の洗浄	◎	×	×	
	除去等石綿の梱包	◎	×	×	
	作業完了時報告	×	◎	×	
記録	作業実施状況の記録	◎（3年間保存）	◎（3年間保存）	×	
	作業者の記録	◎（40年間保存）	×	×	
濃度測定	粉じん濃度の測定	□	◎（集塵装置の排気口）	×	
	測定結果の保存	◎（40年間保存）	◎（特定工事が終了するまで）	×	
	規制基準設定	◎（0.15本/cm ³ ）	×	×	
その他	石綿健診の実施	△（40年間保存）	×	×	
	特別教育の実施	◎	×	×	
	発注者等の配慮	◎	◎	◎	
資格	アスベスト廃棄物の処理方法	×	×	×	特別管理産業廃棄物として処理
	事前調査者	◎ ^{*5}	◎ ^{*5}	×	×
参考資料	作業	◎（石綿作業主任者）	×	×	特別管理産業廃棄物管理責任者
	凡例	◎ 法令による義務づけあり △ 法令義務となる場合あり □ 指導事項 ×			×
参考資料		建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル			石綿含有廃棄物等処理マニュアル

※1 床面積80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額500万円以上の工作物の工事又は請負代金1億円以上の修繕・模様替え等工事のうち、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート。以降同じ。）を使用した建築物等の工事に限る。

※2 建設業及び土石採取業に限る。

※3 建設業及び土石採取業以外の業種。

※4 表7のとおり。

※5 表6のとおり。

5b 建築物・工作物に使用されている吹付けアスベストの封じ込め又は囲い込み作業

		労安法	大防法	建り法	廃掃法
規模要件等		すべての作業	すべての作業	一定規模以上の工事 ^{※1}	すべての作業
届出義務	届出義務	○	○	○	
	届出先	労働基準監督署	県民局・岡山市 倉敷市	特定行政庁	
	届出義務者	事業者	発注者・自主施工者	発注者・自主施工者	
	届出期日	作業開始14日前 ^{※2} 作業開始前 ^{※3}	作業開始14日前	作業開始7日前	
事前計画	事前調査実施	○	○	○	
	事前調査結果の説明	×	○(3年間保存)	×	
	事前調査結果の報告	△ ^{※4}	△ ^{※4}	×	
	事前調査記録	○(3年間保存)	○(3年間保存)	×	
	記録の写しの備え付け	○	○	×	
	事前調査結果の掲示	○	○	×	
	作業計画作成	○	○	○	
作業環境	作業場所隔離	○	○	×	
	出入口に前室設置	△ ^{※5}	△ ^{※5}	×	
	集塵装置設置	△ ^{※5}	△ ^{※5}	×	
作業方法等	関係者向掲示板設置	○	×	×	
	住民向掲示板設置	□	○	×	
	湿潤化等措置	○	○	×	
	部外者の立入禁止	○	×	×	
	保護具の着用	○	□	×	
	装置の点検等	△	△	×	
	喫煙飲食禁止	○	×	×	
	取り残し等の確認	○	○	×	
	使用器具の洗浄	○	×	×	
	除去等石綿の梱包	○	×	×	
	作業完了時報告	×	○	×	
	記録	作業実施状況の記録	○(3年間保存)	○(3年間保存)	×
作業者の記録		○(40年間保存)	×	×	
濃度測定	粉じん濃度の測定	□	△(集塵装置の排気口)	×	
	測定結果の保存	○(40年間保存)	△(特定工事が終了するまで)	×	
	規制基準設定	○(0.15本/cm ³)	×	×	
その他	石綿健診の実施	△(40年間保存)	×	×	
	特別教育の実施	○	×	×	
	発注者等の配慮	○	○	○	
資格	アスベスト廃棄物の処理方法	×	×	×	特別管理産業廃棄物として処理
	事前調査者	○ ^{※6}	○ ^{※6}	×	×
参考資料	作業	○(石綿作業主任者)	×	×	特別管理産業廃棄物管理責任者
	参 考 資 料	建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル			石綿含有廃棄物等処理マニュアル
凡例		◎ 法令による義務づけあり □ 指導事項		△ 法令義務となる場合あり × 規定なし	

※1 床面積80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額500万円以上の工作物の工事又は請負代金1億円以上の修繕・模様替え等工事のうち、特定建設資材を使用した建築物等の工事に限る。

※2 建設業及び土石採取業に限る。

※3 建設業及び土石採取業以外の業種。

※4 表7のとおり。

※5 吹付けアスベストの封じ込め又は切断等を伴う囲い込みを行う場合は、作業場の負圧隔離養生等を行う。

※6 表6のとおり。

6a 建築物・工作物に使用されているアスベスト含有断熱材等の石綿の切断等を伴う除去作業

		労安法	大防法	建り法	廃掃法
規模要件等		すべての作業	すべての作業	一定規模以上の工事 ^{※1}	すべての作業
届出義務	届出義務	◎	◎	◎	
	届出先	労働基準監督署	県民局・岡山市 倉敷市	特定行政庁	
	届出義務者	事業者	発注者・自主施工者	発注者・自主施工者	
	届出期日	作業開始14日前 ^{※2} 作業開始前 ^{※3}	作業開始14日前	作業開始7日前	
事前計画	事前調査実施	◎	◎	◎	
	事前調査結果の説明	×	◎（3年間保存）	×	
	事前調査結果の報告	△ ^{※4}	△ ^{※4}	×	
	事前調査記録	◎（3年間保存）	◎（3年間保存）	×	
	記録の写しの備え付け	◎	◎	×	
	事前調査結果の掲示	◎	◎	×	
	作業計画作成	◎	◎	◎	
作業環境	作業場所隔離	◎	◎	×	
	出入口に前室設置	◎	◎	×	
	集塵装置設置	◎	◎	×	
作業方法等	関係者向掲示板設置	◎	×	×	
	住民向掲示板設置	□	◎	×	
	湿潤化等措置	◎	◎	×	
	部外者の立入禁止	◎	×	×	
	保護具の着用	◎	□	×	
	装置の点検等	◎	◎	×	
	喫煙飲食禁止	◎	×	×	
	取り残し等の確認	◎	◎	×	
	使用器具の洗浄	◎	×	×	
	除去等石綿の梱包	◎	×	×	
	作業完了時報告	×	◎	×	
	記録	作業実施状況の記録	◎（3年間保存）	◎（3年間保存）	×
作業者の記録		◎（40年間保存）	×	×	
濃度測定	粉じん濃度の測定	□	◎（集塵装置の排気口）	×	
	測定結果の保存	◎（40年間保存）	◎（特定工事が終了するまで）	×	
	規制基準設定	◎（0.15本/cm ³ ）	×	×	
その他	石綿健診の実施	△（40年間保存）	×	×	
	特別教育の実施	◎	×	×	
	発注者等の配慮	◎	◎	◎	
	アスベスト廃棄物の処理方法	×	×	×	特別管理産業廃棄物として処理
資格	事前調査者	◎ ^{※5}	◎ ^{※5}	×	×
	作業	◎（石綿作業主任者）	×	×	特別管理産業廃棄物管理責任者
参考資料		建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル			石綿含有廃棄物等処理マニュアル
凡例		◎ 法令による義務づけあり △ 法令義務となる場合あり □ 指導事項 × 規定なし			

※1 床面積80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額500万円以上の工作物の工事又は請負代金1億円以上の修繕・模様替え等工事のうち、特定建設資材を使用した建築物等の工事に限る。

※2 建設業及び土石採取業に限る。

※3 建設業及び土石採取業以外の業種。

※4 表7のとおり。

※5 表6のとおり。

6b 建築物・工作物に使用されているアスベスト含有断熱材等の石綿の切断等を伴わない除去作業

		労安法	大防法	建り法	廃掃法
規模要件等		すべての作業	すべての作業	一定規模以上の工事 ^{※1}	すべての作業
届出義務	届出義務	◎	◎	◎	
	届出先	労働基準監督署	県民局・岡山市 倉敷市	特定行政庁	
	届出義務者	事業者	発注者・自主施工者	発注者・自主施工者	
	届出期日	作業開始14日前 ^{※2} 作業開始前 ^{※3}	作業開始14日前	作業開始7日前	
事前計画	事前調査実施	◎	◎	◎	
	事前調査結果の説明	×	◎（3年間保存）	×	
	事前調査結果の報告	△ ^{※4}	△ ^{※4}	×	
	事前調査記録	◎（3年間保存）	◎（3年間保存）	×	
	記録の写しの備え付け	◎	◎	×	
	事前調査結果の掲示	◎	◎	×	
	作業計画作成	◎	◎	◎	
作業環境	作業場所隔離	◎	◎	×	
	出入口に前室設置	□	□	×	
	集塵装置設置	□	□	×	
作業方法等	関係者向掲示板設置	◎	×	×	
	住民向掲示板設置	□	◎	×	
	湿潤化等措置	◎	◎	×	
	部外者の立入禁止	◎	×	×	
	保護具の着用	◎	□	×	
	装置の点検等	□	□	×	
	喫煙飲食禁止	◎	×	×	
	取り残し等の確認	◎	◎	×	
	使用器具の洗浄	◎	×	×	
	除去等石綿の梱包	◎	×	×	
	作業完了時報告	×	◎	×	
記録	作業実施状況の記録	◎（3年間保存）	◎（3年間保存）	×	
	作業記録	◎（40年間保存）	×	×	
濃度測定	粉じん濃度の測定	□	□（集塵装置の排気口）	×	
	測定結果の保存	◎（40年間保存）	□（特定工事が終了するまで）	×	
	規制基準設定	◎（0.15本/cm ³ ）	×	×	
その他	石綿健診の実施	△（40年間保存）	×	×	
	特別教育の実施	◎	×	×	
	発注者等の配慮	◎	◎	◎	
	アスベスト廃棄物の処理方法	×	×	×	特別管理産業廃棄物として処理
資格	事前調査者	◎ ^{※5}	◎ ^{※5}	×	×
	作業	◎（石綿作業主任者）	×	×	特別管理産業廃棄物管理責任者
参考資料		建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル			石綿含有廃棄物等処理マニュアル
凡例		◎ 法令による義務づけあり □ 指導事項 △ 法令義務となる場合あり × 規定なし			

※1 床面積80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額500万円以上の工作物の工事又は請負代金1億円以上の修繕・模様替え等工事のうち、特定建設資材を使用した建築物等の工事に限る。

※2 建設業及び土石採取業に限る。

※3 建設業及び土石採取業以外の業種。

※4 表7のとおり。

※5 表6のとおり。

6c 建築物・工作物に使用されているアスベスト含有断熱材等の封じ込め又は囲い込み作業

		労安法	大防法	建り法	廃掃法
規模要件等		すべての作業	すべての作業	一定規模以上の工事 ^{※1}	すべての作業
届出義務	届出義務	△	◎	◎	特別管理産業廃棄物として処理
	届出先	労働基準監督署	県民局・岡山市 倉敷市	特定行政庁	
	届出義務者	事業者	発注者・自主施工者	発注者・自主施工者	
	届出期日	作業開始14日前 ^{※2} 作業開始前 ^{※3}	作業開始14日前	作業開始7日前	
事前計画	事前調査実施	◎	◎	◎	
	事前調査結果の説明	×	◎（3年間保存）	×	
	事前調査結果の報告	△ ^{※4}	△ ^{※4}	×	
	事前調査記録	◎（3年間保存）	◎（3年間保存）	×	
	記録の写しの備え付け	◎	◎	×	
	事前調査結果の掲示	◎	◎	×	
	作業計画作成	◎	◎	◎	
作業環境	作業場所隔離	◎	◎	×	
	出入口に前室設置	△ ^{※5}	△ ^{※5}	×	
	集塵装置設置	△ ^{※5}	△ ^{※5}	×	
作業方法等	関係者向掲示板設置	◎	×	×	
	住民向掲示板設置	□	◎	×	
	湿潤化等措置	◎	◎	×	
	部外者の立入禁止	◎	×	×	
	保護具の着用	◎	□	×	
	装置の点検等	△	△	×	
	喫煙飲食禁止	◎	×	×	
	取り残し等の確認	◎	◎	×	
	使用器具の洗浄	◎	×	×	
	除去等石綿の梱包	◎	×	×	
	作業完了時報告	×	◎	×	
	記録	作業実施状況の記録	◎（3年間保存）	◎（3年間保存）	×
作業者の記録		◎（40年間保存）	×	×	
濃度測定	粉じん濃度の測定	□	△（集塵装置の排気口）	×	
	測定結果の保存	◎（40年間保存）	△（特定工事が終了するまで）	×	
	規制基準設定	◎（0.15本/cm ³ ）	×	×	
その他	石綿健診の実施	△（40年間保存）	×	×	
	特別教育の実施	◎	×	×	
	発注者等の配慮	◎	◎	◎	
資格	アスベスト廃棄物の処理方法	×	×	×	特別管理産業廃棄物として処理
	事前調査者	◎ ^{※6}	◎ ^{※6}	×	×
参考資料	作業	◎（石綿作業主任者）	×	×	特別管理産業廃棄物管理責任者
	凡例	◎ 法令による義務づけあり △ 法令義務となる場合あり □ 指導事項 × 規定なし			建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル

※1 床面積80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額500万円以上の工作物の工事又は請負代金1億円以上の修繕・模様替え等工事のうち、特定建設資材を使用した建築物等の工事に限る。

※2 建設業及び土石採取業に限る。

※3 建設業及び土石採取業以外の業種。

※4 表7のとおり。

※5 アスベスト含有断熱材等の切断等を伴う封じ込め若しくは囲い込みを行う場合は、作業場の負圧隔離養生等を行う。

※6 表6のとおり。

7a 建築物・工作物に使用されているアスベスト含有成形板等の石綿の切断等を伴う除去作業

		労安法	大防法	建り法	廃掃法
規模要件等		すべての作業	すべての作業	一定規模以上の工事 ^{※1}	すべての作業
届出義務	届出義務			○	
	届出先			特定行政庁	
	届出義務者			発注者・自主施工者	
	届出期日			作業開始7日前	
事前計画	事前調査実施	○	○	○	
	事前調査結果の説明	×	◎ (3年間保存)	×	
	事前調査結果の報告	△ ^{※2}	△ ^{※2}	×	
	事前調査記録	◎ (3年間保存)	◎ (3年間保存)	×	
	記録の写しの備え付け	○	○	×	
	事前調査結果の掲示	○	○	×	
	作業計画作成	○	○	○	
作業環境	作業場所隔離	△ ^{※3}	△ ^{※3}	×	
	出入口に前室設置	×	×	×	
	集塵装置設置	□	×	×	
作業方法等	関係者向掲示板設置	○	×	×	
	住民向掲示板設置	□	○	×	
	湿潤化等措置	○	○	×	
	部外者の立入禁止	○	×	×	
	保護具の着用	○	□	×	
	装置の点検等	□	×	×	
	喫煙飲食禁止	○	×	×	
	取り残し等の確認	○	○	×	
	使用器具の洗浄	○	×	×	
	除去等石綿の梱包	○	×	×	
作業完了時報告	×	○	×		
記録	作業実施状況の記録	◎ (3年間保存)	◎ (3年間保存)	×	
	作業者の記録	◎ (40年間保存)	×	×	
濃度測定	粉じん濃度の測定	□	×	×	
	測定結果の保存	◎ (40年間保存)	×	×	
	規制基準設定	◎ (0.15本/cm ³)	×	×	
その他	石綿健診の実施	△ (40年間保存)	×	×	
	特別教育の実施	○	×	×	
	発注者等の配慮	○	○	○	
	アスベスト廃棄物の処理方法	×	×	×	
資格	事前調査者	◎ ^{※4}	◎ ^{※4}	×	×
	作業	◎ (石綿作業主任者)	×	×	×
参考資料		建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル			石綿含有廃棄物等処理マニュアル
凡例		◎ 法令による義務づけあり △ 法令義務となる場合あり □ 指導事項 ×		規定なし	

※1 床面積80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額500万円以上の工作物の工事又は請負代金1億円以上の修繕・模様替え等工事のうち、特定建設資材を使用した建築物等の工事に限る。

※2 表7のとおり。

※3 石綿含有けい酸カルシウム板第一種の切断等を伴う除去を行う場合は、作業場の隔離養生を行う。

※4 表6のとおり。

7b 建築物・工作物に使用されているアスベスト含有成形板等の石綿の切断等を伴わない除去作業

		労安法	大防法	建り法	廃掃法
規模要件等		すべての作業	すべての作業	一定規模以上の工事 ^{*1}	すべての作業
届出義務	届出義務			○	
	届出先			特定行政庁	
	届出義務者			発注者・自主施工者	
	届出期日			作業開始7日前	
事前計画	事前調査実施	○	○	○	
	事前調査結果の説明	×	◎（3年間保存）	×	
	事前調査結果の報告	△ ^{*2}	△ ^{*2}	×	
	事前調査記録	◎（3年間保存）	◎（3年間保存）	×	
	記録の写しの備え付け	○	○	×	
	事前調査結果の掲示	○	○	×	
	作業計画作成	○	○	○	
作業環境	作業場所隔離	×	×	×	
	出入口に前室設置	×	×	×	
	集塵装置設置	×	×	×	
作業方法等	関係者向掲示板設置	○	×	×	
	住民向掲示板設置	□	◎	×	
	湿潤化等措置	□	□	×	
	部外者の立入禁止	○	×	×	
	保護具の着用	○	□	×	
	装置の点検等	×	×	×	
	喫煙飲食禁止	○	×	×	
	取り残し等の確認	○	○	×	
	使用器具の洗浄	○	×	×	
	除去等石綿の梱包	○	×	×	
作業完了時報告	×	◎	×		
記録	作業実施状況の記録	◎（3年間保存）	◎（3年間保存）	×	
	作業者の記録	◎（40年間保存）	×	×	
濃度測定	粉じん濃度の測定	□	×	×	
	測定結果の保存	◎（40年間保存）	×	×	
	規制基準設定	◎（0.15本/cm ³ ）	×	×	
その他	石綿健診の実施	△（40年間保存）	×	×	
	特別教育の実施	○	×	×	
	発注者等の配慮	○	◎	◎	
	アスベスト廃棄物の処理方法	×	×	×	
資格	事前調査者	◎ ^{*3}	◎ ^{*3}	×	×
	作業	◎（石綿作業主任者）	×	×	×
参考資料		建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル			石綿含有廃棄物等処理マニュアル
凡例		◎ 法令による義務づけあり △ 法令義務となる場合あり □ 指導事項 × 規定なし			

※1 床面積80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額500万円以上の工作物の工事又は請負代金1億円以上の修繕・模様替え等工事のうち、特定建設資材を使用した建築物等の工事に限る。

※2 表7のとおり。

※3 表6のとおり。

8a 建築物・工作物に使用されているアスベスト含有仕上塗材の電動工具を使用した除去作業

		労安法	大防法	建り法	廃掃法
規模要件等		すべての作業	すべての作業	一定規模以上の工事 ^{*1}	すべての作業
届出義務	届出義務			○	
	届出先			特定行政庁	
	届出義務者			発注者・自主施工者	
	届出期日			作業開始7日前	
事前計画	事前調査実施	○	○	○	
	事前調査結果の説明	×	◎ (3年間保存)	×	
	事前調査結果の報告	△ ^{*2}	△ ^{*2}	×	
	事前調査記録	◎ (3年間保存)	◎ (3年間保存)	×	
	記録の写しの備え付け	○	○	×	
	事前調査結果の掲示	○	○	×	
	作業計画作成	○	○	○	
作業環境	作業場所隔離	○	○	×	
	出入口に前室設置	×	×	×	
	集塵装置設置	□	×	×	
作業方法等	関係者向掲示板設置	○	×	×	
	住民向掲示板設置	□	○	×	
	湿潤化等措置	○	○	×	
	部外者の立入禁止	○	×	×	
	保護具の着用	○	□	×	
	装置の点検等	□	×	×	
	喫煙飲食禁止	○	×	×	
	取り残し等の確認	○	○	×	
	使用器具の洗浄	○	×	×	
	除去等石綿の梱包	○	×	×	
	作業完了時報告	×	○	×	
記録	作業実施状況の記録	◎ (3年間保存)	◎ (3年間保存)	×	
	作業者の記録	◎ (40年間保存)	×	×	
濃度測定	粉じん濃度の測定	□	×	×	
	測定結果の保存	◎ (40年間保存)	×	×	
	規制基準設定	◎ (0.15本/cm ³)	×	×	
その他	石綿健診の実施	△ (40年間保存)	×	×	
	特別教育の実施	○	×	×	
	発注者等の配慮	○	○	○	
	アスベスト廃棄物の処理方法	×	×	×	
資格	事前調査者	◎ ^{*3}	◎ ^{*3}	×	×
	作業	◎ (石綿作業主任者)	×	×	×
参考資料		建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル			石綿含有廃棄物等処理マニュアル
凡例		◎ 法令による義務づけあり △ 法令義務となる場合あり □ 指導事項 × 規定なし			

※1 床面積80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額500万円以上の工作物の工事又は請負代金1億円以上の修繕・模様替え等工事のうち、特定建設資材を使用した建築物等の工事に限る。

※2 表7のとおり。

※3 表6のとおり。

8b 建築物・工作物に使用されているアスベスト含有仕上塗材の電動工具を使用しない除去作業

		労安法	大防法	建り法	廃掃法
規模要件等		すべての作業	すべての作業	一定規模以上の工事 ^{*1}	すべての作業
届出義務	届出義務			○	
	届出先			特定行政庁	
	届出義務者			発注者・自主施工者	
	届出期日			作業開始7日前	
事前計画	事前調査実施	○	○	○	
	事前調査結果の説明	×	◎ (3年間保存)	×	
	事前調査結果の報告	△ ^{*2}	△ ^{*2}	×	
	事前調査記録	◎ (3年間保存)	◎ (3年間保存)	×	
	記録の写しの備え付け	○	○	×	
	事前調査結果の掲示	○	○	×	
	作業計画作成	○	○	○	
作業環境	作業場所隔離	×	×	×	
	出入口に前室設置	×	×	×	
	集塵装置設置	×	×	×	
作業方法等	関係者向掲示板設置	○	×	×	
	住民向掲示板設置	□	◎	×	
	湿潤化等措置	○	◎	×	
	部外者の立入禁止	○	×	×	
	保護具の着用	○	□	×	
	装置の点検等	×	×	×	
	喫煙飲食禁止	○	×	×	
	取り残し等の確認	○	◎	×	
	使用器具の洗浄	○	×	×	
	除去等石綿の梱包	○	×	×	
作業完了時報告	×	◎	×		
記録	作業実施状況の記録	◎ (3年間保存)	◎ (3年間保存)	×	
	作業者の記録	◎ (40年間保存)	×	×	
濃度測定	粉じん濃度の測定	□	×	×	
	測定結果の保存	◎ (40年間保存)	×	×	
	規制基準設定	◎ (0.15本/cm ³)	×	×	
その他	石綿健診の実施	△ (40年間保存)	×	×	
	特別教育の実施	○	×	×	
	発注者等の配慮	○	◎	◎	
	アスベスト廃棄物の処理方法	×	×	×	
資格	事前調査者	◎ ^{*3}	◎ ^{*3}	×	×
	作業	◎ (石綿作業主任者)	×	×	×
参考資料		建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル			石綿含有廃棄物等処理マニュアル
凡例		◎ 法令による義務づけあり △ 法令義務となる場合あり □ 指導事項 ×		規定なし	

※1 床面積80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額500万円以上の工作物の工事又は請負代金1億円以上の修繕・模様替え等工事のうち、特定建設資材を使用した建築物等の工事に限る。

※2 表7のとおり。

※3 表6のとおり。

9 届出・問い合わせ先

地域・市町村名		労安法	大防法	廃掃法	建リ法			
備前地域	岡山市	岡山労働基準 監督署 086-225-0591	岡山市環境保全課 086-803-1280	岡山市 産業廃棄物対策課 086-803-1303	岡山市 建築指導課 086-803-1445			
	玉野市		岡山県備前県民局環境課 086-233-9805（廃掃法関係） 086-233-9806（大防法関係）	玉野市都市計画課 0863-32-5538				
	瀬戸内市			岡山県備前県民局 管理課 086-233-9847				
	吉備中央町 （※）			岡山県備前県民局 東備地域事務所 地域管理課 0869-92-5170				
	備前市	和気労働基準 監督署 0869-93-1358	倉敷市環境政策課 086-426-3391	倉敷市 産業廃棄物対策課 086-426-3385	倉敷市建築指導課 086-426-3501			
	赤磐市				総社市建築住宅課 0866-92-8289			
	和気町				岡山県備中県民局 管理課 086-434-7160			
備中地域	倉敷市	倉敷労働基準 監督署 086-422-8177			岡山県備中県民局環境課 086-434-7007（廃掃法関係） 086-434-7066（大防法関係）	岡山県備中県民局 井笠地域事務所 地域管理課 0865-69-1634	岡山県備中県民局 井笠地域事務所 地域管理課 0865-69-1634	
	総社市						笠岡都市計画課 0865-69-2141	
	早島町						笠岡労働基準 監督署 0865-62-4196	岡山県備中県民局 高梁地域事務所 地域管理課 0866-21-2854
	浅口市	新見労働基準 監督署 0867-72-1136						
	井原市		新見市都市整備課 0867-72-6118					
	里庄町			新見市都市整備課 0867-72-6118				
	矢掛町	新見市都市整備課 0867-72-6118						
笠岡市	新見市都市整備課 0867-72-6118							
高梁市		新見市都市整備課 0867-72-6118						
新見市	新見市都市整備課 0867-72-6118							

地域・市町村名		労 安 法	大 防 法	廃 掃 法	建 り 法	
美 作 地 域	津 山 市	津山労働基準 監督署 0868-22-7157	岡山県美作県民局環境課 0868-23-1243（廃掃法関係） 0868-23-1227（大防法関係）		津山市都市計画課 0868-32-2099	
	鏡 野 町				岡山県美作県民局 管理課 0868-23-1260	
	久米南町				岡山県美作県民局 真庭地域事務所 地域管理課 0867-44-7567	
	美 咲 町					
	真 庭 市					
	新 庄 村					
	美 作 市					岡山県美作県民局 勝英地域事務所 地域管理課 0868-73-4061
	勝 央 町					
	奈 義 町					
	西 粟 倉 村					

※ 吉備中央町の区域のうち、上竹、納地、竹荘、豊野、黒土、田土、湯山、吉川、黒山、北、岨谷、宮地、西の区域については、新見労働基準監督署（Tel0867-72-1136）が所管しています。

発行元

岡山県アスベスト対策協議会

事務局 岡山県環境文化部環境管理課
岡山市北区内山下2-4-6 TEL 086-226-7305(直通)